

平成27年度第17回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成28年1月7日(木) 午前10時～午前11時30分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀
委員 松沢 幸一
委員 小島 貴子
【事務局】 事務局長ほか5名

4 議事

会議冒頭で、議案第3号から第5号まで及び協議第1号については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号「営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則について」

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をするため、営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正することについて決定した。

議案第2号「職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について」

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、規定の整備をするため、職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正することについて決定した。

議案第3号「平成27年(不)第1号事案について」

処分者から平成27年12月22日付けで準備書面(2)等が提出されたことを報告するとともに、請求人に対して、処分者の主張に対する認否及び具体的な主張を記載した書面並びに証拠の申出に対する認否を求めることについて決定した。

議案第4号「平成27年(不)第2号事案について」

請求人から平成27年12月22日付けで反論書が提出されたことを報告するとともに、処分者に対して、請求人の主張に対する認否及び具体的な主張を記載した書面の提出を求めることについて決定した。

議案第5号「労働基準監督機関の職権行使について」

平成27年12月28日付けで、埼玉県教育委員会委員長から解雇予告除外認定申請書の提出があり、これを調査したところ、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認めることについて決定した。

協議第1号「平成25年(不)第1号事案について」

本事案の第2回口頭審理の進行について協議した。

その他 1 「平成 27 年地方公務員給与実態調査に基づくラスパイレス指数について」

平成 27 年地方公務員給与実態調査に基づくラスパイレス指数の状況について説明した。